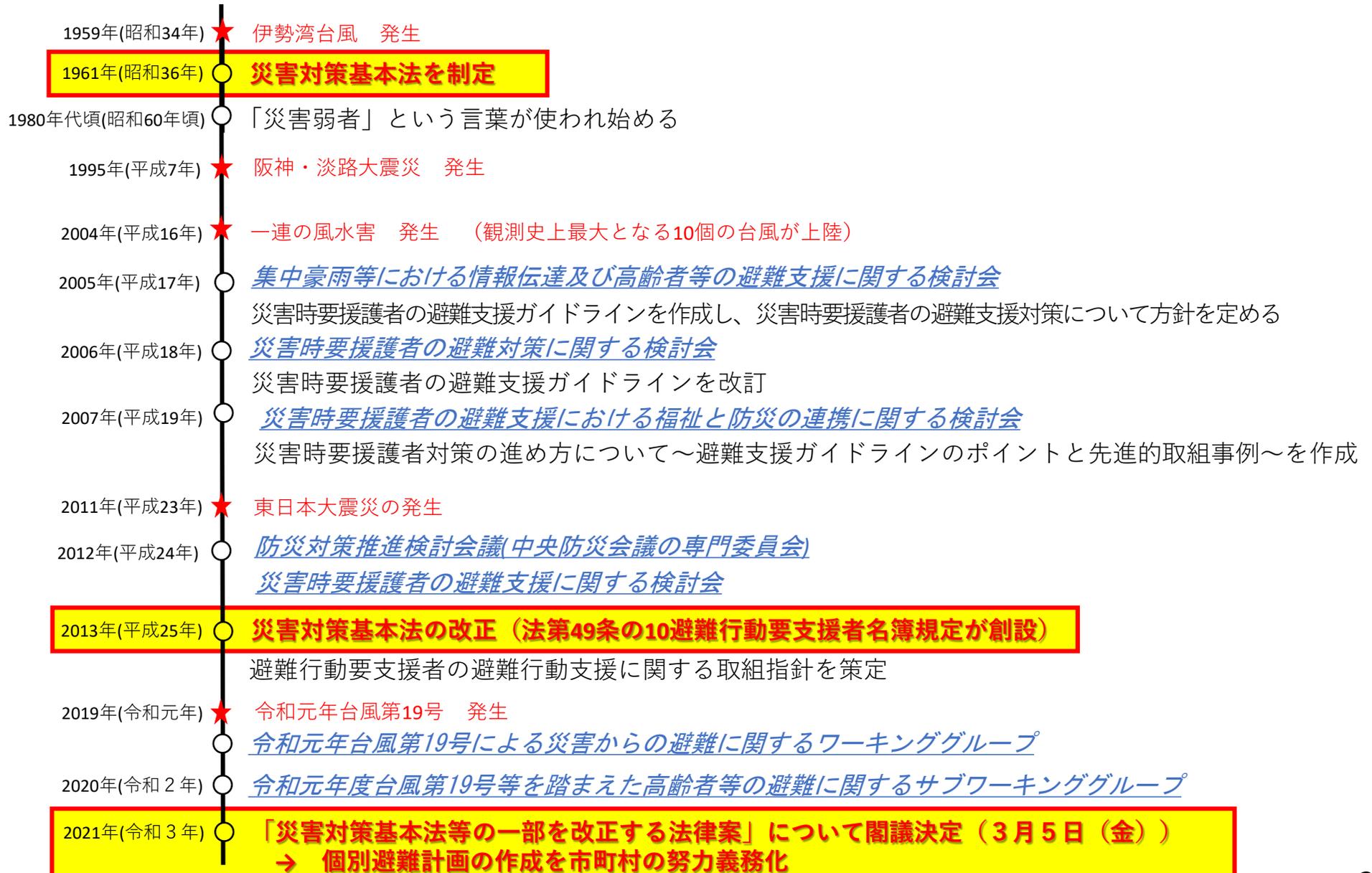


# 高齢者・障害者等の個別避難計画に関する 防災と福祉の連携について

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

# 制度的変遷とこれまでの議論



## ●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合

→約70% (131人/199人) (高齢者の死者数/全体死者数)

(うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合  
約80% (45人/51人))

## ●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約65% (55人/84人)

## ●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約79% (63人/80人)

(うち熊本県 約85% (55人/65人))

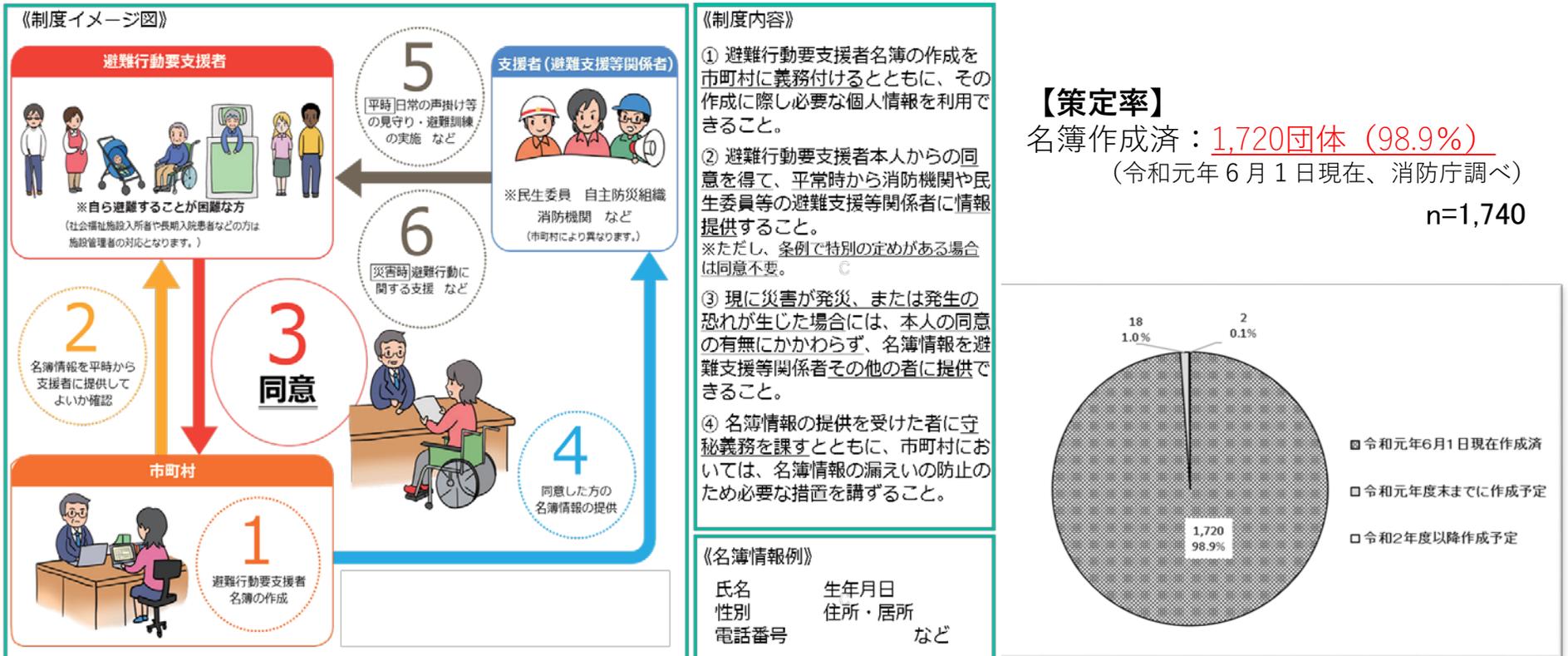
注：本資料中に記載している死者数等の数値は、2020年12月24日に公表された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」本文中に記載されているものであり、最新値とは異なる可能性があります。

# 避難行動要支援者名簿の概要

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けた制度。

## （避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、**避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置**（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。



# 個別計画の概要①

## 個別計画とは

- 避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

## 制度的な位置づけ

※)避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)

- 法的に位置付けられているものではなく、取組指針(※)において、「市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる」とされているもの。

## 策定状況

- 名簿作成済1,687団体のうち、名簿掲載者の個別計画を作成している市区町村数(割合)

(令和元年6月1日現在、消防庁調べ)

全部作成済	一部作成中	未作成
208団体	862団体	650団体
12.1%	50.1%	37.8%

## 対象者や内容

- 取組指針においては、避難行動要支援者を対象としている。
- 個別計画には名簿に記載されている情報に加え、以下のような情報を記録しておくこととされている。
  - ・発災時に避難支援を行う者
  - ・避難支援を行うに当たっての留意点
  - ・避難支援の方法や避難場所、避難経路
  - ・本人が不在で連絡が取れない時の対応 等



# 【事例】福祉専門職が参画した個別計画の策定(大分県別府市・兵庫県)

## 全国の先進的な取組

- 福祉サービスの利用のためのケアプランを作成することを通じ、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して、個別計画の策定を行う取組が行われている。

## ポイント

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画を得るための仕組みとして、計画の策定に対して報酬を支払う。
- 福祉専門職が当事者と相談し、避難に際して必要な配慮等について整理した上で、避難行動要支援者と地域住民等の関係者が参加して避難支援の方針について打合せを行い、個別計画を策定する。
- 策定した計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- 当事者と福祉専門職、地域住民等をつなぐ役割を担うことのできる人材が重要となる。

## 別府市の事例

### 別府市におけるインクルーシブ防災 「誰ひとり取り残さない防災」



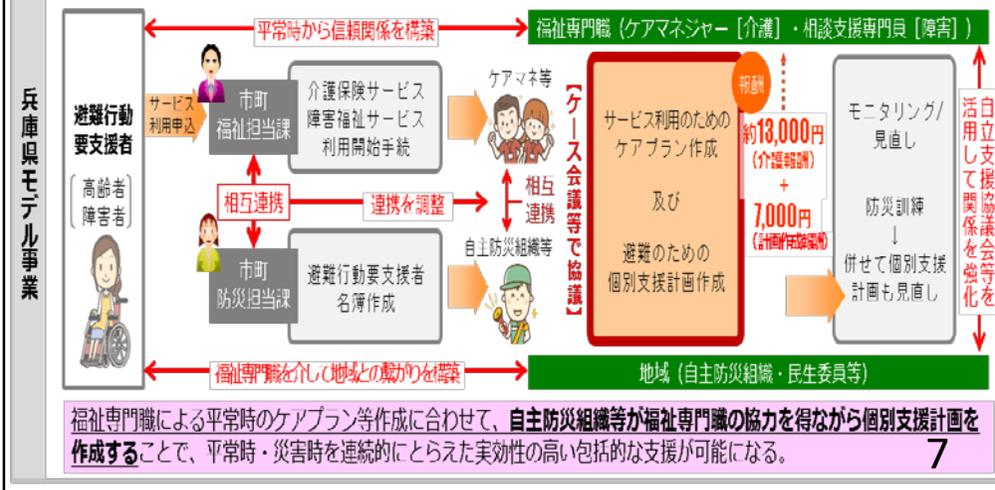
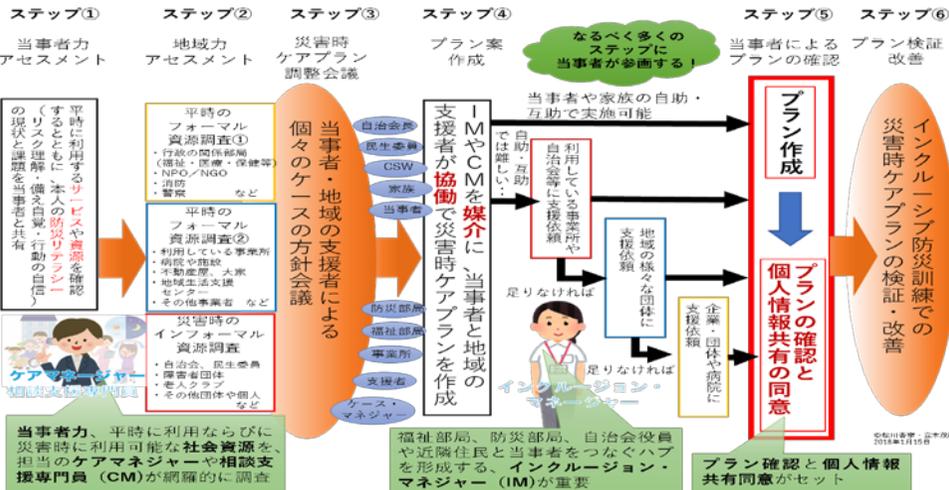
被災地の教訓から市民活動者と協働で障がい当事者が参加する避難訓練等に取り組んできた別府市では、平成29年度より介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉関係者が参加し、当事者や地域、行政等が連携して個別避難計画作成に取り組んでいる。

## 兵庫県の事例

### 防災と福祉の連携促進モデル事業



平成30(2018)年度より介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員の協力を得て、平常時のケアプラン等の作成に合わせ、地域で避難のための個別支援計画を作る「防災と福祉の連携モデル事業」を実施。令和2年度より、県の一般施策として実施。



# 【事例】福祉専門職や社会福祉協議会が参画した個別計画の策定

## 福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）が参画している事例

### <茨城県古河市>

- ・ 要支援者名簿に掲載された方々について、担当のケアマネジャーや相談支援専門員等に作成を依頼。
- ・ 平成30年度に試行的に事業を開始し、令和元年度より制度化。名簿掲載者11,224名のうち、令和2年9月までに694名分の策定が完了。
- ・ 令和元年台風第19号においては、個別計画に沿って避難が実施され、要支援者本人からは「余裕を持って避難でき、安心だった」という声があるほか、担当するケアマネジャーからも「利用者の災害時の安心につながる」という声があるなど、早期の避難行動につなげることができた。

### <東京都荒川区>

- ・ 要支援者名簿に掲載された方々について、担当のケアマネジャーに作成を依頼。
- ・ 平成30年度より事業を開始し、令和元年10月時点の名簿掲載者で希望する290名程度について策定が完了。今後も名簿更新に合わせ、個別計画も更新する。

### <愛媛県四国中央市>

- ・ 障害福祉サービス利用者のうち計画作成の同意を得られた者について、担当の相談支援専門員に作成を依頼。
- ・ 平成29年度より事業を開始し、令和2年度現在、市全体におけるサービス利用者1,019名のうち、109名について策定が完了。

※古河市、荒川区、四国中央市は、ケース会議や訓練を通じた検証は事業に含まれていない

※別府市や兵庫県的事例を参考に、今後事業化を検討している自治体・・・滋賀県、静岡県 など

## 社会福祉協議会が参画している事例

### <岩手県奥州市>

- ・ 計画策定に関する業務や平時の見守り支援について、市の社会福祉協議会へ委託している。
- ・ 社協の職員は全体のコーディネート役を務め、個々の計画は各地区の民生委員が中心となって策定する。
- ・ 策定の際には、平時の見守り支援の目的で社協が実施している地域セーフティーネット会議（民生委員や町内会役員等が構成員となり、社協職員がサポート）の場を活用し、平時の支援の仕組みを活かした体制づくりを行っている。

### <福岡県久留米市>

- ・ 計画策定に関する業務を、市の社会福祉協議会へ委託している。
- ・ 社協の職員がコーディネート役となり、本人を中心に家族や地域の人々の参画を確保して、福祉の専門職などが協議をして策定する。

### <熊本県熊本市>

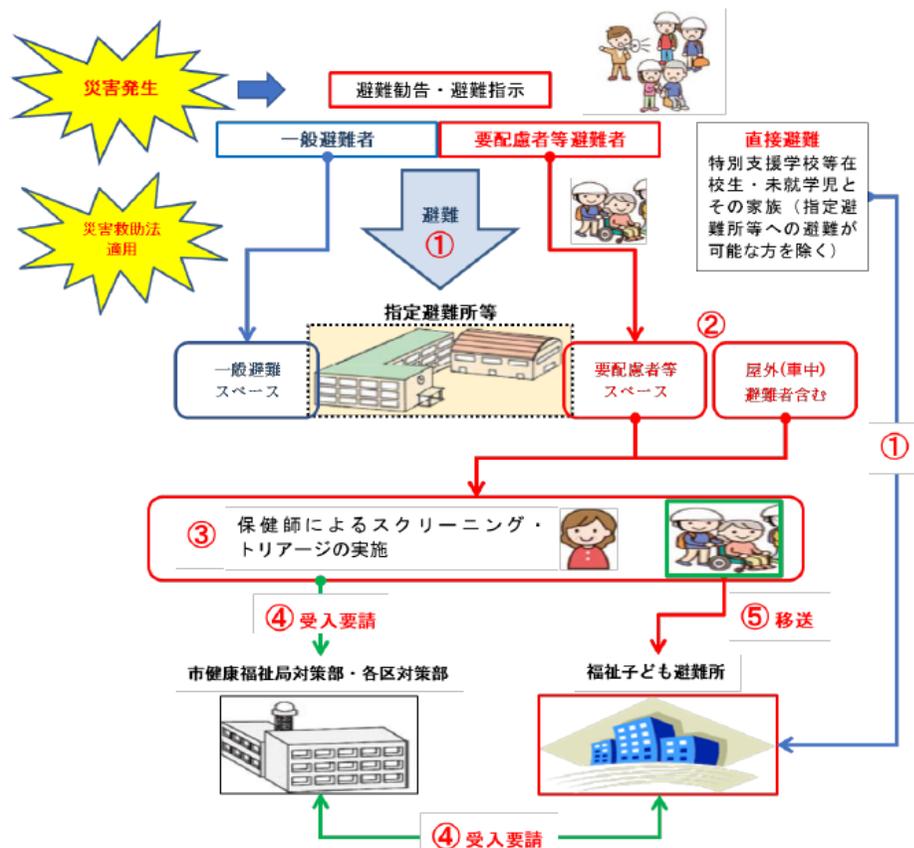
- ・ 計画策定に関する業務を、市の社会福祉協議会へ委託している。
- ・ 実際の作成は地域住民が主体となり、社協の職員は地域のサポート役として、地域の取組のフォローをしている。

# 【事例】福祉避難所に関する自治体の取組（熊本県熊本市）

## ●大規模災害発生時に、障がい児等とその家族が直接避難できる「福祉子ども避難所」の開設 (熊本県熊本市)

平成28年熊本地震の際に、障がい児童等のご家庭が指定避難所に行くことができなかった等の事例が確認された。特別支援学校等からの提案を受け、熊本市内にある特別支援学校6校と協定を締結するなどして、大規模災害発生時には、在校生や未就学児とその家族が自宅等から直接避難することを可能とした。

### 【受入のイメージ】



### 【福祉子ども避難所一覧】

No.	施設名	主な障がい種別	受入可能数
1	熊本大学教育学部附属特別支援学校	知的障がい	45 (15)
2	熊本県立熊本支援学校	知的障がい	150 (50)
3	熊本県立盲学校	視覚障がい	180 (60)
4	熊本県立熊本聾学校	聴覚障がい	168 (56)
5	熊本県立熊本かがやきの森支援学校	肢体不自由	210 (70)
6	熊本市立平成さくら支援学校	知的障がい	150 (50)
合計			903 (301)

※受入可能数は、家族を含む。( )内はうち障がい児等の数

- ① 避難開始  
直接避難対象者は福祉子ども避難所へ避難
- ② 直接避難対象者以外は指定避難所にあるよう配慮者スペース等へ避難
- ③ 巡回保健師によるスクリーニング・トリアージ
- ④ 受入要請
- ⑤ トリアージした避難者を福祉子ども避難所へ移送

## 課題と背景

## 対応の方向性

避難行動要支援者名簿関係	課題と背景	対応の方向性	
<b>個別計画関係</b> <small>※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市区町村で作成を完了しているが、真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。</li> <li>○ 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害※を受けていることを踏まれば、<u>災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、何らかの方策が必要である。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※過去の災害における高齢者の死者の割合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨 約79% ※65歳以上（うち熊本県 約85%）</li> <li>・令和元年台風第19号 約65% ※65歳以上</li> <li>・平成30年7月豪雨 約70% ※愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60代以上（うち市町村別死者数最大の倉敷市真備町 約80%） ※70歳以上</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、<u>当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、<u>地域の鍵となる人や団体との連携。</u></li> <li>○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、<u>市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。</u></li> <li>○ 市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定。</li> <li>○ 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。<u>並行して、本人（状況により、家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。</u></li> <li>○ 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、<u>モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。</u></li> </ul>	
<b>福祉避難所等関係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。</li> <li>○ 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。</li> <li>○ また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。</li> <li>○ 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、<u>受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。</u></li> <li>○ 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、<u>福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。</u></li> </ul>	
<b>地区防災計画関係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区防災計画は、<u>地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。</u></li> <li>○ 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画素案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者（地域での防災関係の有識者、市区町村職員など）が不足していることが課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。</li> <li>○ 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、<u>個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。</u></li> </ul>	

# 最終とりまとめ（本文）における防災と福祉の連携に関する内容①

## 個別計画の策定に係る方針及び体制

本文7ページ

- 個別計画は、市区町村が策定の主体となり、関係者と連携して策定する必要がある。なお、策定の実務として、当該市区町村における関係者間での役割分担に応じて策定事務の一部を外部に委託することも考えられる。その場合であっても、市区町村は、個別計画の策定主体として、適切に役割を果たすことが必要である。
- 個別計画を連携して策定する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療などの関係する部署のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会長・自治会長等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等（以下「個別計画策定等関係者」という。）がある。
- 個別計画策定等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別計画策定の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。
- また、個別計画を策定する際の関係者との連携は、福祉専門職や社会福祉協議会を始めとして、策定の際に連携する相手方としては多様な主体が考えられることから、地域の実情を踏まえ、自らの地域にとって最善な連携の在り方を検討することが重要である。

# 最終とりまとめ（本文）における防災と福祉の連携に関する内容②

## 個別計画策定手順の主な要素

本文11ページ

- 個別計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが適当である。この会議には、地域の実情に応じ、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織その他の個別計画策定等関係者が参加することが想定される。避難行動要支援者と関係者が円滑に意思疎通ができるようにするなど、本人の状況に応じた合理的配慮がなされることが望ましい。なお、庁内外の防災と福祉・保健・医療などの関係者をつなぐことが、地域調整会議を円滑に実施する上で重要である。

注：令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ（本文）より抜粋

## 個別計画策定の取組への支援

本文12～13ページ

- 個別計画策定の中核的な役割を担うことが期待される人材※の確保と育成を支援する仕組を構築していくことが重要である。  
※中核的な役割を担うことが期待される人材の例
  - ・防災部局、福祉部局、福祉関係者など個別計画策定等関係者、地域を相互に調整、連結し個別計画策定の工程全体をマネジメントする人材
  - ・個別計画の策定に関与する知識・技術があり、参画する福祉専門職、民生委員、自主防災組織などの関係者 等

注：令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ（本文）より抜粋

# 最終とりまとめ（本文）における防災と福祉の連携に関する内容③

自治体に求められる対応

本文22ページ

- 個別計画をはじめとして、本とりまとめの内容を実施するに当たっては、防災分野と福祉・保健・医療等の各分野の施策や取組の連携（連結）が重要である。その際、人づくり・地域づくりの観点や、自治会（地域住民）をはじめとする庁内外の関係者との協働の観点が重要である。
- 自治体（都道府県、市区町村）においては、本サブワーキンググループの最終とりまとめの内容や地域の実情、自治体におけるこれまでの取組との継続性なども考慮して、今後の対応の検討など準備に着手することが期待されるため、国として支援していく必要がある。特に、個別計画については、多くの論点があり、また、関係者も幅広いことに留意が必要である。
- 都道府県の関与により、管内の市区町村の事例や経験の共有が図られること等により、市区町村の取組が標準化され、単独での取組と比較して効果的・効率的な実施が期待される。  
このように都道府県の役割は重要であり、都道府県と市区町村で対応について検討し、特に、人材育成や関係団体との調整など広域的に取り組むことが効果的・効率的となる事項については、都道府県の関与による個別計画策定促進の取組の実施を検討することが期待されるため、国として支援していく必要がある。

注：令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ（本文）より抜粋

# 地方公共団体の民生主管部局や関係団体への文書

- 内閣府と厚生労働省の連名で、都道府県等の民生主管部局や関係団体に対し、最終とりまとめの内容について、周知するとともに、個別避難計画作成の協力等について依頼。

## 地方公共団体

都道府県・指定都市・中核市  
民生主管部(局)

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」の周知並びに消防防災主管部局と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力をお願いについて(令和3年3月4日事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)

## 関係団体

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」の周知並びに避難行動要支援者の個別避難計画作成への参画をお願いについて(令和3年3月4日事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)

特定非営利活動法人  
日本相談支援専門員協会

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」の周知並びに避難行動要支援者の個別避難計画作成への参画をお願いについて(令和3年3月4日事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課)

全国社会福祉協議会  
全国民生委員児童委員連合会

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」の周知並びに避難行動要支援者の個別避難計画の作成について(協力依頼)(令和3年3月4日事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、厚生労働省社会・援護局地域福祉課)

### 1. 災害対策基本法の改正について

- 高齢者や障害者の方などの個別避難計画の策定促進等のため、災害対策基本法等の一部を改正する法律案を令和3年3月5日(金)に閣議決定。今後、令和3年通常国会において提出予定。
- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

## 個別避難計画の作成(法49条の14～17(新設))

令和3年3月5日(金)閣議決定

○市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)を作成するよう努めなければならないこととする(ただし、避難行動要支援者本人の同意が得られない場合には、努力義務規定がかからないこととする)。

○避難支援等の実施に必要な限度で、計画に記載された情報を目的以外の目的のために内部で利用することができることとする。

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に当たり、マイナンバーに紐付く情報を活用できることとする。

※個別避難計画情報の外部提供については、平時には避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を要する(計画情報の収集(計画の作成)段階で同意するか否かの確認を行う)こととし、災害時には避難行動要支援者等の同意を要しない(名簿と同様の扱い)こととする。

※なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援を行う者(避難支援等関係者)に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮(平時において、災害時の誘導體制の整備を行うこと等)を行う。

### 【計画の記載項目】

- ・避難行動要支援者の情報(氏名、住所又は居所、電話番号等連絡先、支援が必要な理由等)
- ・避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先(※)  
※避難支援等実施者と連絡がとれる程度の記載で可とする予定。
- ・避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項(※)  
※避難支援等を実施する上で特段注意すべき事項があれば記載する運用で可とする予定。

○施行日・・・公布から1カ月以内の政令で定める日

### 2. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定

- 改正災害対策基本法や、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)の内容等を踏まえ、現行の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府(防災担当))の改定を予定。

### 3. 優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について

- 個別避難計画の作成に際しては、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいと考えていること。
- また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していること。
- これらを踏まえ、令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

注：「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和3年1月29日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課）より抜粋。

### 4. 個別避難計画の作成モデル事業について

- 令和3年度当初予算案において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施するための予算を計上。

# 個別避難計画作成モデル事業（概要）

○ 令和3年度当初予算案において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施するための予算を計上。3月4日付で自治体に対し、公募開始。（〆切4月6日）

## <内容>

### ① モデル事業の実施(効果的・効率的なモデルの創出、展開)

モデル事業は、②市町村事業が実施する「市町村事業」(特別区も市町村事業の対象となる。)、

③都道府県が②の市町村事業を支援する「都道府県事業」がある。

②市町村事業

各都道府県を通じて、個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村を公募。※合わせて都道府県の支援内容(都道府県事業)が提案される場合は、審査において加点する。

③都道府県事業

域内の②市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換して改善し、横展開することなどに取り組む都道府県を公募。

### ② 自治体間によるノウハウ共有の場の提供

全国の市町村・都道府県の間において、定期的に②、③の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。

### ③ 成果の普及(内閣府ポータルサイト立上げ、成果発表会の開催、報告書・事例集の作成など)

本業務で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

## <① モデル事業の主な取組例>

- 福祉専門職(介護支援専門員や相談支援専門員)の参画に関するもの
- 福祉専門職(介護支援専門員や相談支援専門員)以外の関係者の参画に関するもの
- 優先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの
- 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの
- 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの
- 福祉避難所への直接避難に関するもの
- 特別支援学校に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 個別避難計画の内容の改善に関するもの
- 地区防災計画との連動に関するもの
- 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの
- 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの
- 人材育成に関するもの

## <スケジュール>

日程	内容
3月4日(木)	公募開始
3月5日(金)	都道府県担当者説明会
4月6日(火)	公募締切(提案書の提出期限)
4月中	審査・選定
令和3年5月ごろ～ 令和4年3月まで	事業実施期間

## 1. 福祉避難所の制度の見直し等について

- 内閣府令等の改正により、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度を創設する予定であり、これを踏まえ、福祉避難所の指定避難所としての指定を一層進められたいこと。
- 受入対象者を特定して公示することにより、指定避難所としての指定が進み、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進め、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながると考えていること。
- 以上を踏まえ、内閣府において、令和3年春頃に内閣府令及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を改定、公表する予定である。

注：「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和3年1月29日付け事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課）より抜粋。

## 2. 緊急防災・減災事業債の活用の検討について

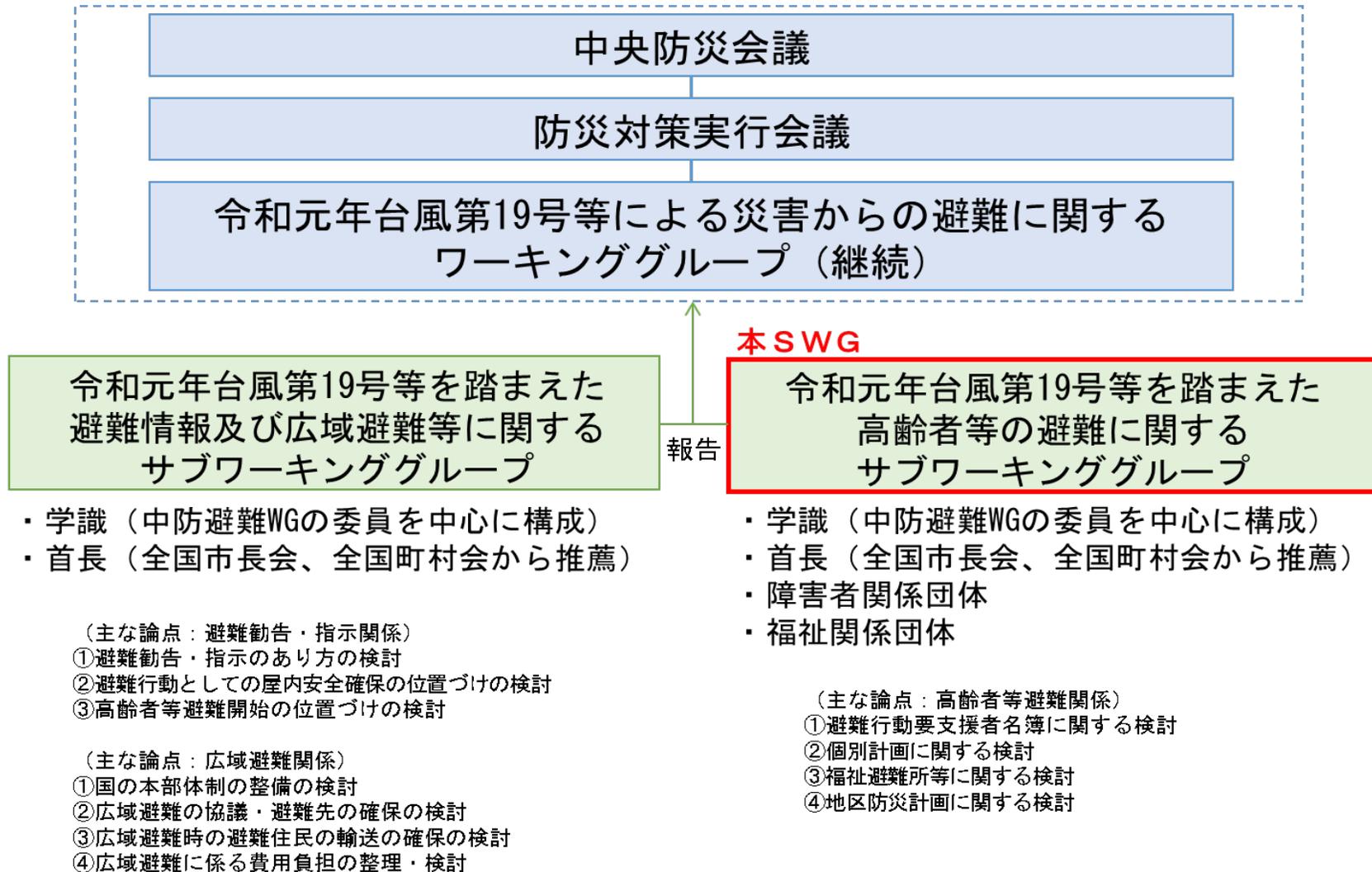
- 地方公共団体が、指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと。
- また、令和3年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等※における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

注：「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和3年1月29日付け事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課）より抜粋。

# (参考) 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関する サブワーキンググループの概要

○ 「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の提言を踏まえ、以下の二つのサブワーキンググループにおいて制度的な論点を議論。



# (参考) 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関する サブワーキンググループ委員名簿

委員	所属
◎鍵屋 一	跡見学園女子大学観光エシテ学部エシテデザイン学科教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表
阿部 英一	全国社会福祉協議会政策委員会委員
飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科准教授
片田 敏孝	東京大学大学院情報学環特任教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院成造復興政策研究科教授
清水 聖士	鎌谷市長
立木 茂雄	同志社大学社会学部教授
田中 淳	東京大学大学院情報学環 特任教授
田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室教授
長島 公之	公益社団法人日本医師会常任理事
保科 郷雄	丸森町長
村野 淳子	別府市共創戦略室防災危機管理課防災推進専門員
山崎 栄一	関西大学社会安全学部教授

行政委員
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官
内閣官房国土強靱化推進室参事官
消防庁国民保護・防災部防災課長
文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長
厚生労働省大臣官房 厚生科学課 健康危機管理・災害対策室長
厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
国土交通省水管理・国土保全局防災課長
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
国土交通省国土地理院応用地理部長
気象庁総務部参事官（気象・地震火山防災）

◎：座長